

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（449））

2. 日時：平成29年10月23日 13時30分～17時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、伊藤安全審査官、江崎安全審査官、津金安全審査官、永井安全審査官、日南川安全審査官、正岡安全審査官、吉村安全審査官、安田安全審査官、千明技術研究調査官、郡安技術参与、竹内技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、山崎主任技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：北川執行役員 開発計画室 他14名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長 他1名

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 副課長

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当 他1名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第4条 地震による損傷の防止」及び「第5条 津波による損傷の防止」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<耐震設計の基本方針について（第520回審査会合（平成29年10月17日）時の指摘事項に対する回答）>

- 東海第二の地震時異常要因分析について、第三者による検討の必要性を整理して提示すること。
- 新たな検討が必要な設備の地震時異常要因分析について、他事業者等の検討実績を整理して提示すること。
- 新たな検討が必要な設備について、実証試験による確認の必要性を整理して提示すること。
- 地震時異常要因分析を踏まえた評価項目の抽出について、検討方針と抽出の妥当性を整理して提示すること。

<鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構造成立性について（第520回審査会合（平成29年10月17日）時の指摘事項に対する回答）>

- 前回資料からの変更内容について、変更した理由を考察した上で、前回資料との差違が

明確になるよう前後比較等をして提示すること。

- 「防潮堤の各部位の照査に使用する解析手法と構造全体の保守的設計」について、解析モデルと荷重入力条件等の関係が分かるよう整理して提示すること。

<鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計方針及び構造成立性評価結果について>

- 「参考1 部材の安全余裕について」を「まとめ」に含めた上で、鋼管杭の照査として安全率が小さい項目に対しては、仕様変更や追加地質調査結果を踏まえた可能性についても提示すること。
- 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構造成立性として、詳細設計段階での評価に対する保守性及び包絡性について整理して提示すること。

<耐津波設計方針について（第520回審査会合（平成29年10月17日）時の指摘事項に対する回答）>

- 止水機構の実規模大実証試験に関し、水密ゴムのライニングがない場合の摩耗についても確認が必要か検討すること。
- 「1次止水機構に想定される主な損傷モード」として抽出した損傷モードについては、現状では確認できていないため、試験により確認することを明記すること。
- 2次止水機構に含めている防衝板について、その設備区分及び防護区分を再度整理して提示すること。
- 止水機構の漏水による安全機能への影響防止について、前回資料の結果を含め、かつ、2次止水機構としての止水膜又はシートジョイントの漏水量評価を整理し提示すること。
- 石の衝突による止水板の健全性評価において、石の衝突荷重として飛来物衝突荷重の算定式を用いている理由を提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 耐震設計の基本方針について（第520回審査会合（平成29年10月17日）時の指摘事項に対する回答）
- ・ 東海第二発電所 地震による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針に係る審査会合時の指摘事項への対応
- ・ 東海第二発電所 耐津波設計方針について（第520回審査会合（平成29年10月17日）時の指摘事項に対する回答）
- ・ 東海第二発電所 防潮堤の構造成立性に係る審査会合時の指摘事項への対応
- ・ 東海第二発電所 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の構造成立性について（第520回審査会合（平成29年10月17日）時の指摘事項に対する回答）
- ・ 東海第二発電所 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁の設計方針及び構造成立性評価結果について

- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止